

○京都府附属機関設置条例（抄）

昭和28年4月1日
京都府条例第4号

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、法律若しくはこれに基く政令又は別に条例に定めるものを除く外、府が設置する執行機関の附属機関は、別表のとおりとする。

第2条 この条例に定めるものの外、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、附属機関が属する執行機関が別に定める。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
知事	京都府府営住宅入居者選考委員会	京都府府営住宅の入居者の決定について知事の諮問に応じ調査審議し、意見を答申する事務

○京都府府営住宅入居者選考委員会規則

平成31年4月26日
京都府規則第28号

京都府府営住宅入居者選考委員会規則を次のように定める。

（趣旨）

第1条 この規則は、京都府附属機関設置条例（昭和28年京都府条例第4号）第2条の規定により、京都府府営住宅入居者選考委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第4条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し専門的な知識及び経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設交通部において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

京都府府営住宅入居者選考委員会委員名簿

平成31年4月26日設置

氏名	所属団体・役職等	専門分野
おかだ 岡田 まり	立命館大学産業社会学部教授	社会福祉
ふじの 藤野 あつこ 敦子	京都産業大学現代社会学部長・教授	社会学
むろさき 室崎 千重	奈良女子大学生生活環境学部准教授	住宅
かんべ 神戸 のぞみ 望	社会福祉法人京都府社会福祉協議会事務局次長	社会福祉
こじま 小嶋 よしひろ 祥洋	京都府住宅供給公社常務理事	賃貸住宅管理

※敬称略